

総合海洋政策本部参与会議意見書（令和3年6月）

(2)海洋を巡る諸課題に対応するため、着実に推進すべき主な施策

①海洋における新型コロナウイルス感染症対策

ダイヤモンド・プリンセス号事案という我が国の経験を踏まえ、既存の旗国主義や、運航国並びに寄港国及び沿岸国の権利・義務の再検討等の課題が明らかになった。クルーズ船における感染症への国際的な対応に関する研究の調査結果と提言も踏まえ、これらの論点が、国際的な場でも検討対象として認識されるよう適時適切に発信する。（略）

これまでの取組

1. G7における働きかけ

本年6月のG7首脳会合や5月のG7外務・開発大臣会合において、我が国から国際機関におけるガイドライン作りを働きかけ、各会合の成果文書に、国内機関や関連国際機関との協議に基づくクルーズ船を含む国際交通に関する新たな公衆衛生ガイダンスの策定の促進が盛り込まれた。

G7外務・開発大臣会合コミュニケ（2021年5月5日）

パラ64（冒頭略） We will deploy our foreign and development policies and programmes to build a more resilient world that is better protected against health threats, including encouraging new public health guidance in consultation with national and relevant international organisations on international travel by sea or air, including cruise ships.（以下略）

（仮訳）

パラ64（冒頭略） 我々は、健康上の脅威に対しより良く保護され、より強じんな世界を築くために、国内機関や関連国際機関との協議に基づくクルーズ船を含む海や空の国際交通に関する新たな公衆衛生指針を促すこと、（以下略）

2. 国際海事機関（IMO）における発信状況

本年11月のIMO臨時理事会期間中に、日本が国際クルーズセミナーを主催。松居外務省専門機関室長から、ダイヤモンド・プリンセス号の教訓や事案後の日本の取組み等を説明し、将来のパンデミックに備えるための国際協力の枠組みの必要性を発信した。セミナーには、IMO加盟国、欧州委員会（EC）、国連専門機関（IMO,WHO,ILO）等から参加した。



セミナーの様子

3. 世界保健機関（WHO）における働きかけ

WHOの国際保健規則（IHR）検証委員会の公開討論等の場で、国際クルーズ船における感染症対策に関する参加国の責任の明確化の必要性をプレゼンするなど積極的に発信。同委員会の報告書に記載が含まれた。本年5月の第74回WHO総会の「WHO強化決議」に日本の提案を受けて、以下のとおり盛り込まれた。

国際保健規則（IHR）検証委員会報告書：「国際クルーズ船におけるIHRに基づく隔離・検疫措置の実施に関する締約国の責任を明確に定義することを検討する」

WHOの強化に関する決議：「国際クルーズ船での感染症の発生など、公衆衛生上の緊急事態において、国際輸送、海上輸送、航空の文脈で起こりうる状況について、そのような状況に対応する際の様々な関係者の役割と責任の分担を含めたガイダンスを作成すること」

※パンデミックを踏まえて、IMO,WHO,ILOのほか、UNDOALOSやUNCTAD等を含む国連機関間で船員に関するタスクフォース設置も準備中